

目 次

第1章 緑の基本計画アクションプランの概要	1
1. アクションプランの目的・位置づけ	1
2. 緑の基本計画の概要	3
3. 前期アクションプランの進捗状況	7
4. 緑の基本計画の進捗状況	9

第2章 後期アクションプランの考え方	16
1. 後期アクションプランに求められる方向	16
2. 後期アクションプランの2つの視点と目指す方向	17

第3章 後期アクションプラン事業の概要と目標	18
1. 後期アクションプランの構成	18
2. 後期アクションプラン事業の設定	18
3. 後期アクションプラン事業の概要と計画目標	19
基本方針1. 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます	●20
基本方針2. さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます	●32
基本方針3. 緑と水と風が息づくネットワークをつくります	●47
基本方針4. 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます	●56

第4章 後期アクションプランの進行管理	68
----------------------------------	-----------

参考資料	69
1. 平成25年度までに「達成」した事業	69
2. 後期アクションプラン事業一覧	70
3. 策定体制と策定経緯	74
4. 用語解説	76

第1章 緑の基本計画アクションプランの概要

1. アクションプランの目的・位置づけ

(1)はじめに

さいたま市は、荒川や元荒川などの河川に沿って広がる低地と平坦な台地とから構成されており、緑は低地の水田、台地の畑や雑木林などが大部分を占めています。

しかし、経済活動の拡大と都市化が進む中で、自然の恩恵を受けているという意識は希薄になり、武蔵野の原風景である雑木林、河川に沿った緑地や農地は減少を続けてきました。

また、近年は、地球温暖化や生物多様性の減少など地球規模での環境問題も顕在化しており、低炭素社会の実現やヒートアイランド現象の緩和などが緊急の課題となっています。

このように緑を取り巻く環境が大きく変化をする中で、さいたま市では、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」、いわゆる「緑の基本計画」を平成17年3月に策定しました。この計画は、さいたま市が中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画であり、市民・団体・事業者・行政の連携と協働によって緑地の保全と緑化の推進に取り組んできました。なお、平成19年3月には、岩槻市との合併などを受けて改訂を行いました。

この緑の基本計画をより実効性のあるものとするためには、計画の中に位置づけられた施策を長期的な視点に立って段階的に進めていく必要があります。そのため、平成22年3月に、短期の目標や具体的な推進手法などを定めた「緑の基本計画アクションプラン」(「前期アクションプラン」)を策定しました。そして、今回、前期アクションプランの計画期間の終了を受けて、後期アクションプランを策定しました。

■緑の主な役割

地球や都市の環境を守る

- 都市の環境の改善
- 多様な生き物の生息・生育
- 水の循環の確保

心に安らぎを与え、暮らしを豊かにする

- ストレスの緩和
- スポーツ・レクリエーションの場
- 学習活動の場
- コミュニティの形成



安全な都市を支える

- 延焼防止
- 避難場所、救援活動の拠点
- 防風
- 雨水の調節

環境に配慮した景観をつくる

- 地域の特性を活かした景観の形成
- 人工的イメージの軽減
- 季節感のある景観の形成

(2)目的

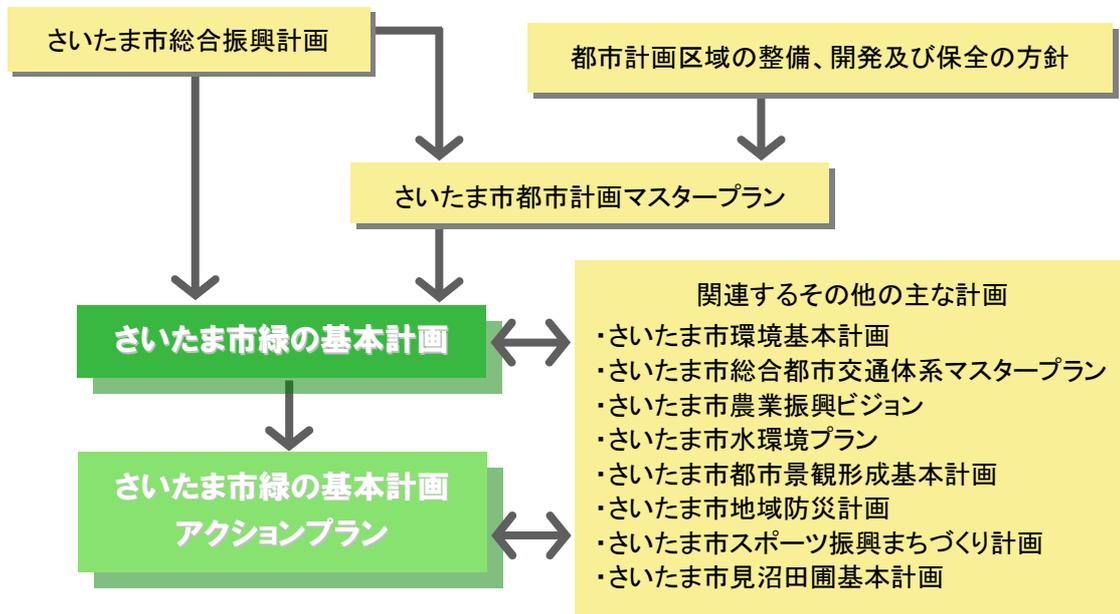
「さいたま市緑の基本計画アクションプラン」は、「さいたま市緑の基本計画 改訂版」(以下「緑の基本計画」)に示された緑の将来像「いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市・さいたま」の実現に向け、基本方針に基づき位置づけられた緑の推進施策を支える具体的な事業の内容と目標を明らかにし、基本計画をより実効性のあるものにするを目的として定めるものです。

(3)位置づけ

緑の基本計画は、さいたま市総合振興計画に即し、さいたま市都市計画マスタープランに適合し、他の関連する計画との調和を図りながら策定しました。

緑の基本計画アクションプランは、緑の基本計画のもとに位置づけられ、緑の基本計画に示された緑の将来像の実現を目指し、他の関連した施策などとの連携を図りながら推進します。

■アクションプランの位置づけ



(4)計画期間

平成 22 年 3 月に策定した前期アクションプランは、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 カ年を計画期間としていました。後期アクションプランは、平成 27 年度から、緑の基本計画の目標年次である平成 32 年度の 6 カ年を計画期間とします。

■後期アクションプランの計画期間



2. 緑の基本計画の概要

(1) 緑の将来像

緑の基本計画では、さいたま市の将来都市像の一つである「見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市」を緑の視点から実現していくために、「いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市・さいたま」を緑の将来像とし、3つの都市の姿を描いています。

また、緑の将来像を実現していく柱として、4つの基本方針を定めるとともに、緑のまちづくりを推進していく指標として、5つの緑の目標水準を設定しています。

■ 緑の基本計画の構成

緑の将来像

いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市・さいたま

■ 都市の基盤となる緑が大切にされている都市

さいたま市は、市域の半分以上が豊かな緑で被われています。特に、見沼田圃、荒川や元荒川、中小の河川などは緑の骨格となっており、その周辺には市街地を包むようにまとまりのある樹林地や農地などが広がっています。これらの緑は、清涼な風を市街地に誘い込んでヒートアイランド現象の緩和に役立っており、また自然とのふれあいの場として市民に大切に守られています。そして、さいたま市だけでなく、首都圏の環境、さらには地球環境を支えています。

■ 身近で多様な緑が大切にされている都市

市街地には、樹林地・農地・公園・街路樹・水辺などの多様な緑が、歩いて行ける距離にあります。また、各家庭には豊かな緑を持つ庭もあります。これらの緑は、暮らしの営みの中で、市民が自分たちの庭のように愛着を持って協働しながら守り、育て、そして新たに創出しています。

■ 基盤となる緑と身近な緑がつながっている都市

市街地の樹林地、公園や家庭の緑などは、荒川、見沼田圃や元荒川を結ぶように東西方向につながり、緑の帯を形成しています。また、安全で快適に歩くことができる緑豊かな道が市内に巡らされています。緑のネットワークは、清涼な風の通り道となり、安全な都市づくりにも役立っています。さらに、さまざまな生き物が生息・生育・移動できるネットワークも確保されており、人と生き物のいきいきとした共生が実現しています。

■ 緑の将来像図



基本方針1.
地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます

基本方針2.
さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます

基本方針3.
緑と水と風が息づくネットワークをつくります

基本方針4.
緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます



緑の目標水準 緑のまちづくりを進める具体的な指標

1. 担保性のある緑を市域の 35%以上確保します。
2. 都市公園を市民 1 人当たり 10m²以上確保します。また、都市公園を含めた核となる緑のオープンスペースを市民 1 人当たり 15 m²以上確保します。
3. まとまりのある緑を歩いて行ける範囲に確保します。
4. 公共公益施設は敷地の 25%以上、民間施設は敷地の 20%以上の緑化に努めます。
5. 市民の誰もが身近な場所で緑豊かと実感できる質の高いまちを目指します。

(2)計画の基本方針と緑の推進施策の体系

4つの基本方針のもとに、以下のような20の個別方針と63の推進施策を位置づけています。

基本方針1. 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます

広域的な視点を持ちながら、さいたま市全体の緑の骨格を形成し、都市の基盤となる緑について、守り強化し、その質の向上を図ります。

個別方針	推進施策
(1)緑のシンボルづくり	①見沼田圃シンボル軸づくり ②荒川シンボル軸づくり ③元荒川シンボル軸づくり ④緑のシンボル核づくり ⑤緑の骨格軸づくり
(2)都市の緑の核づくり	①都市基幹公園などの整備 ②都市レベルの大規模なオープンスペースの整備 ③災害の防止に役立つ緑の核づくり
(3)市街地を包む緑の保全・活用	①まとまりのある樹林地の保全・活用・再生 ②農のあるまちづくり
(4)緑の風の道づくり	緑のシンボル軸などの保全・強化

基本方針2. さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます

地域の緑の特性を踏まえながら、今ある緑の保全・活用とともに、新たな緑の創出に努め、身近な範囲にさまざまな緑があるまちづくりを進めます。

個別方針	推進施策
(1)樹木・樹林地の保全・活用・再生	①樹木・樹林地の保全・活用・再生 ②樹林地の担保性の向上に向けた取り組みの推進
(2)農地の保全・活用	①市街地の農地の保全 ②体験・交流の場としての活用
(3)歴史・文化の緑の保全・育成	①世界に誇る盆栽文化の保全・育成 ②社寺林などの保全・育成 ③さまざまな遺跡や史跡の保全・育成
(4)身近な緑の核づくり	①住区基幹公園などの整備 ②安全で魅力ある都市公園の整備 ③さまざまなオープンスペースの確保
(5)魅力ある緑のまちづくり	①都心部を中心とした緑の創出 ②緑化重点地区の設定 ③開発などにあわせた緑の創出 ④花と緑の駅づくり
(6)さまざまな緑化による まちなみづくり	①公共公益施設の緑化推進 ②学校の緑化推進 ③住宅地の緑化推進 ④商業・業務系施設の緑化推進 ⑤工業系施設の緑化推進 ⑥屋上緑化・壁面緑化の推進

基本方針3. 緑と水と風が息づくネットワークをつくります

緑と水や清涼な風が都市の中に息づき、多様な生き物の生息地・生育地となる緑のつながりが確保され、人が安全で快適に歩くことができる緑の道がある、さまざまなネットワークの形成を図ります。

個別方針	推進施策
(1)東西を結ぶ緑の帯づくり	①まとまりのある緑の保全・育成 ②連続性のある緑や水面の創出
(2)安全で健康的な暮らしを支える 緑の道のネットワークづくり	①都市計画道路の緑化推進 ②身近な道路の緑化推進 ③自動車専用道路の緑化推進 ④街路樹の適切な維持管理の推進 ⑤緩衝緑地の整備 ⑥防災の道づくり
(3)彩りのある緑の散歩道 ネットワークづくり	①緑道などの整備 ②地域の緑や歴史・文化資源を結ぶ道のネットワークづくり ③鉄道沿線の緑化推進
(4)水と風のネットワークづくり	①水面ネットワークの形成 ②健全な水循環の確保 ③市街地を流れる緑の風の道づくり
(5)いのちきらめくエコロジカル・ ネットワークづくり	①生き物の生息地・生育地の保全・確保 ②生き物が生息・生育できる施設の緑づくり

基本方針4. 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます

緑の担い手となる市民、ボランティア・NPO、事業者などを、ともに緑のまちづくりを支える「緑のさいたま市民」としてとらえ、相互の連携と協働とともに、そのための仕組みづくりに努め、パートナーシップによる緑のまちづくりを進めます。

個別方針	推進施策
(1)緑を育む意識づくり	①緑に関する情報提供の充実 ②緑に関する表彰制度の実施 ③緑にふれあう機会の提供 ④緑に関する調査研究の推進
(2)市民・団体・事業者との協働 による花と緑づくり	①オープンガーデンの促進 ②コミュニティガーデンづくりの推進 ③愛着の持てる公園づくり ④愛着の持てる樹林地・農地づくり
(3)緑の人材の育成と活用	①環境教育・環境学習の推進 ②専門知識や技能を持った市民の育成・活用 ③緑のボランティア・団体などの育成・支援
(4)市民・団体・事業者の 取り組みの支援体制づくり	①緑の保全・緑化の推進を目的とした基金の創設 ②市民・団体・事業者の取り組みの支援 ③緑の基本計画を支える条例などの充実
(5)環境に配慮した緑を確保する 仕組みづくり	①環境に配慮した緑化指導の充実 ②緑のリサイクルの推進

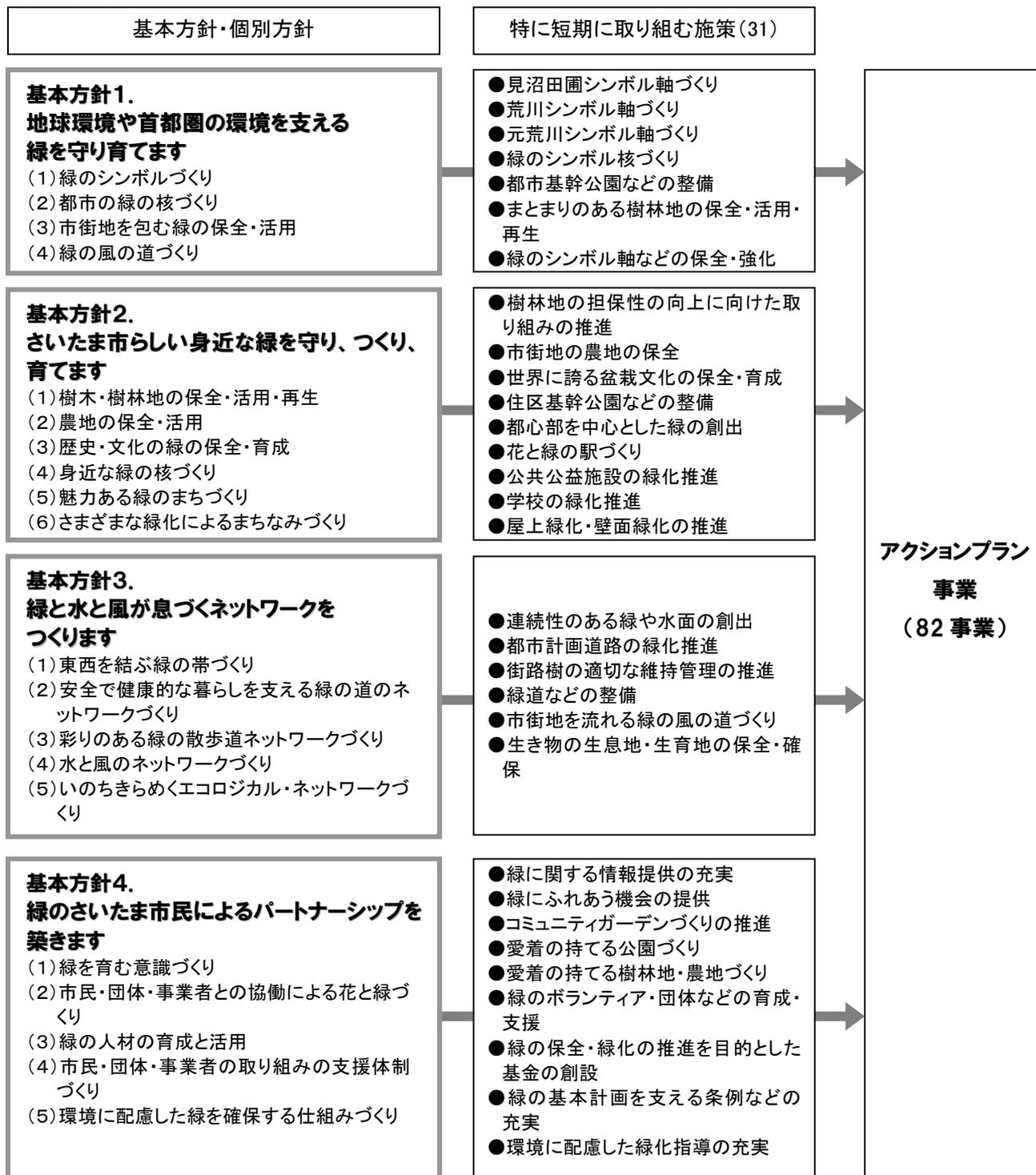
3. 前期アクションプランの進捗状況

(1) 前期アクションプランにおいて短期に取り組む施策

緑の基本計画では、4つの基本方針に基づき、20の個別方針と63の推進施策を位置づけ、推進施策の体系として整理しています。

前期アクションプランでは、短期の目標を設定するため、この63の推進施策のうち、「特に短期に取り組むべき施策」(31 施策)に該当する具体的な事業をアクションプラン事業(全 82 事業)として位置づけ、事業ごとの計画目標を設定しています。

■ 前期アクションプランの事業



(2)前期アクションプランの事業の進捗状況

前期アクションプランの計画期間のうち、平成22年度から25年度までの各事業が掲げている計画目標に対する進捗状況(「達成」、「概ね順調」、「遅れ」の3段階)を判定しました。

平成25年度末の計画目標を「達成」した事業は20事業で、平成22年度末時点の5事業から増加しました。

計画目標の達成に向け「概ね順調」に進捗している事業は、平成22年度末時点は71事業でしたが、「達成」となった事業が増加したため、平成25年度末で52事業となっています。

進捗に「遅れ」が生じている事業は、平成22年度末時点の6事業が、平成25年度末で8事業となっています。

■H22～25年度までの事業の進捗状況

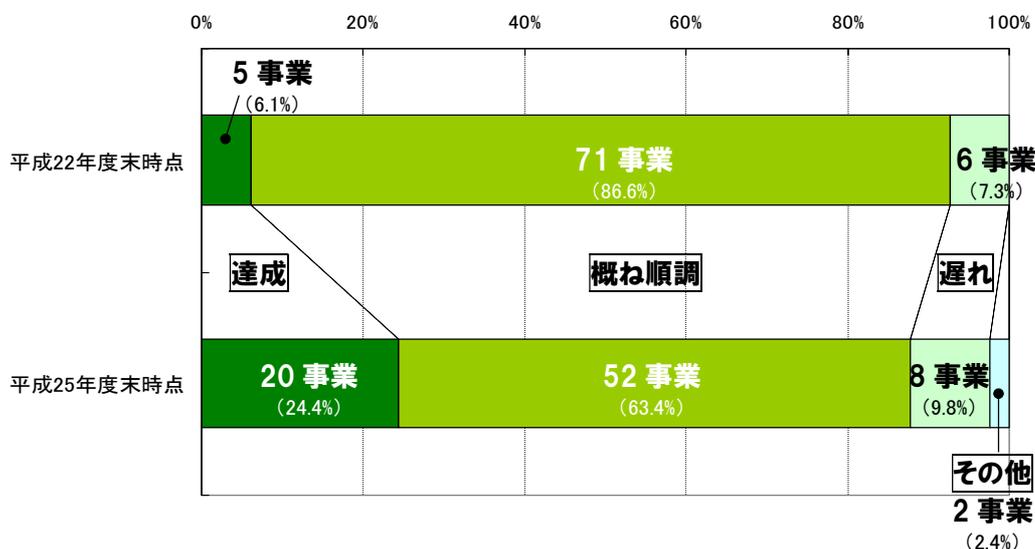
判定	考え方	平成22年度末時点	平成25年度末時点
達成	「計画目標(平成26年度末)」の内容を達成したもの <ul style="list-style-type: none"> 複数の目標指標からなる事業は、すべての目標を達成したもの 計画目標を達成により既に終了した事業は、本項目に含む 	5事業	20事業
概ね順調	計画目標(平成26年度末)までに計画・予定した事業量等を7割以上に達したもの <ul style="list-style-type: none"> 数値目標以外の場合は取り組み内容や成果を総合的に判定 	71事業	52事業
遅れ	目標に達していないもの <ul style="list-style-type: none"> 複数の目標指標からなる事業は、1つでも「概ね順調」に達していなければ本項目に該当する 計画目標を達成しないまま既に終了した事業は、本項目に含む 	6事業	8事業

※アクションプランの計画期間は平成26年度までですが、進捗状況は平成25年度末時点で評価しています。

※アクションプラン事業は82事業ですが、再掲事業(事業内容によって複数の分野に該当し、各分野に重複して掲載している事業が29事業あり、72箇所)があるため、各分野の事業数を合計すると154事業になります。

※要綱廃止等により、「達成」「概ね順調」「遅れ」のいずれにも該当しないものが2事業あります。

■事業の進捗状況の変化



4. 緑の基本計画の進捗状況

(1) 緑の目標水準とその達成状況

緑の目標水準は、緑のまちづくりを進める具体的な指標として、緑の量・配置・質に配慮し、設定したものです。

これまでの緑の基本計画の推進を踏まえ、計画で定めている目標水準の達成状況を確認します。

■ 計画のフレーム

目標年次	平成 32 年(2020 年)度
計画区域	さいたま都市計画区域(21,749ha)
将来人口	130 万人

1. 担保性のある緑を市域の35%以上確保します。

この指標は、さいたま市の重要な緑の持続性を確保するために、緑のうち、法律や条例などの制度に基づくものや、施設として整備されたものを対象として市域に対する割合を把握するためのもので、目標水準として、市域の 35%以上を確保することを掲げています。

平成 25 年度末における担保性のある緑の確保量は、6,222ha で、市域に占める割合は 28.6%であり、目標水準の 35%に相当する面積の 7,620ha に対する確保量の達成率は 81.7%となっています。

■ 担保性のある緑の水準の推移

		平成 18 年度 計画策定時	平成 25 年度 現況(※1)	平成 32 年度 目標年次
● 樹林地や農地を保全するために法律・条例などで指定する区域の目標				
樹林地・農地などを 保全する区域 (※2)	近郊緑地保全区域・風致地区・ 自然公園・特別緑地保全地区・ 自然緑地・保存緑地・環境緑地・ ふるさとの緑の景観地・保安林・ 市民緑地・緑のトラスト保全地・ 農用地区域・生産緑地地区	4,620 ha	4,242 ha	5,200 ha
● 公園などの整備や施設の緑化によって確保する緑の目標				
都市公園		584 ha	639 ha	1,300 ha
都市公園に準じる 公園や緑地	子供広場・民間児童遊園・緑道・ 農業公園・グラウンド・調整池・調 節池	368 ha	402 ha	510 ha
緑化地	公共公益施設植栽地・制度に基 づく緑化地など	173 ha	184 ha 434 ha (※3)	270 ha.
河川・水路		340 ha	322 ha	340 ha.
合計		6,085 ha	6,222 ha	7,620 ha
市域面積に占める割合(%)		28.0%	28.6%	35%
目標に対する達成率(%)		—	81.7%	100%

(※1) 平成 25 年度の数値は「さいたま市緑被現況調査(平成 23 年 3 月)」及びその他の調査により算出していますが、それぞれの調査方法や調査を行った時点が異なっているため、概算となります。また、小数点以下を四捨五入しているため、合計と一致しません。

(※2) 「樹林地・農地などを保全する区域」の数値は、他の緑地が整備されている場合、重複した面積を除いています。(例: 荒川近郊緑地保全区域内に整備されている都市公園など)

(※3) 「緑化地」の平成 25 年度下段の数値(434ha)は、「さいたま市緑被現況調査(平成 23 年 3 月)」より算出した街路樹等の数値です。

2. 都市公園を市民 1 人当たり 10 m²以上確保します。また、都市公園を含めた核となる緑のオープンスペースを市民 1 人当たり 15 m²以上確保します。

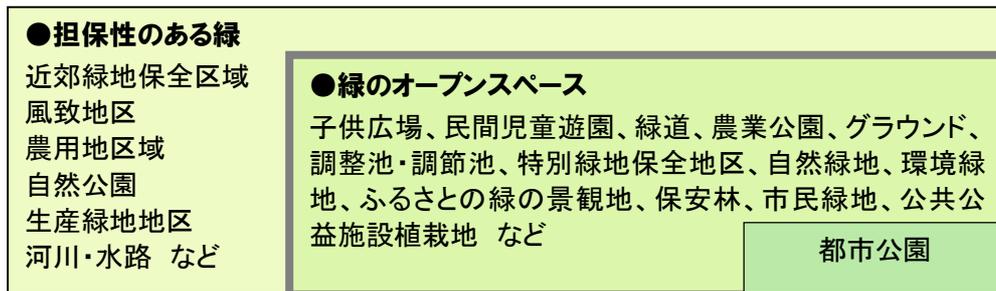
この指標は、都市公園をはじめとした緑のオープンスペースが不足している現状を踏まえ、都市公園と緑のオープンスペースの市民1人当たりの面積を把握するためのもので、目標水準として都市公園を市民1人当たり10m²以上、都市公園を含めた緑のオープンスペースを市民1人当たり15m²以上を確保することを掲げています。

平成 26 年 4 月 1 日現在の都市公園の水準は、5.09 m²/人で、目標面積 1,300ha に対して、整備量は 639ha で、達成率は 49.2%でした。平成 32 年度時点の人口が 130 万人とすると、目標達成のためには、さらに 661ha の確保が必要となっています。

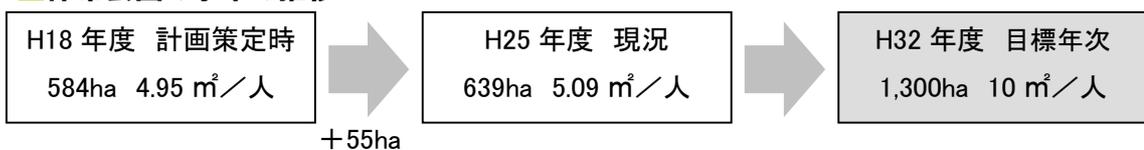
都市公園の面積は毎年増加しており、計画策定時から約 55ha 増加しているものの、市民1人当たりの公園面積は約 5 m²台で推移しており、より一層の都市公園の整備が必要となっています。

都市公園を含めた緑のオープンスペースは、担保性のある緑のうち、公園的な利用が可能な空間や公開している樹林地などを対象としています。平成 25 年度の緑のオープンスペースの面積の水準は、9.9 m²/人となっており、目標面積 1,950ha に対する整備量は 1,247ha で、達成率は 63.9%となっています。

担保性のある緑と都市公園を含めた緑のオープンスペースの関係



都市公園の水準の推移



緑のオープンスペースの水準の推移



平成 21 年 4 月以降に開設した代表的な都市公園

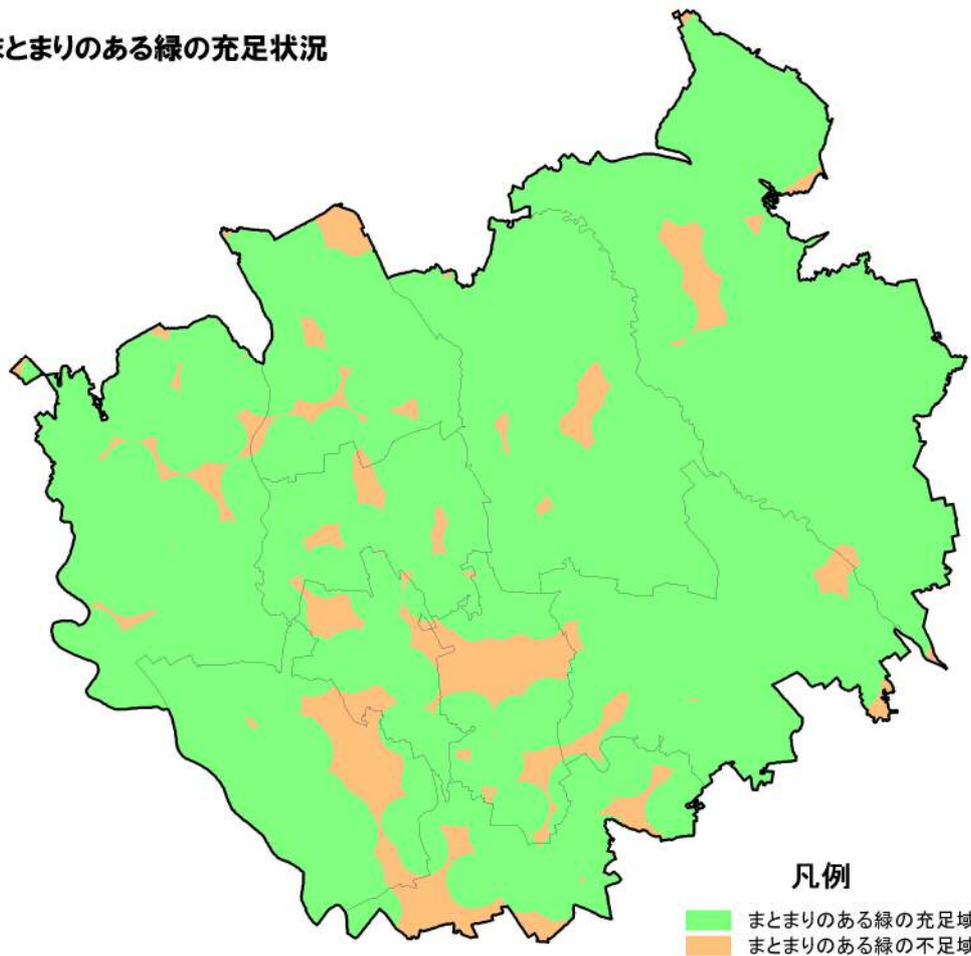
公園名称	所在区	開設時期	面積(ha)
東宮下親水公園	見沼区	H26.3	1.07
上木崎大けやき公園	浦和区	H25.3	0.36
中尾第三公園	緑区	H24.3	0.32
辻鉢木公園	南区	H24.3	0.24
緑ヶ丘公園	岩槻区	H25.3	0.18

3. まとまりのある緑を歩いて行ける範囲に確保します。

この指標は、緑の配置の状況を把握するもので、多様な緑が点在しているさいたま市の特徴を活かし、歩いて行ける範囲(約 500m)に、0.25ha～1ha 程度のまとまりのある樹林地・農地・公園などが存在する状態を目指すものです。

「さいたま市緑被現況調査(平成 23 年 3 月)」によると、0.25ha 以上の公園、1ha 以上の樹林地・農地の歩いて行ける範囲(約 500m)の充足率は、市全体では 90.3%となっており、一定の水準に達しているといえます。しかしながら、浦和区(充足率 33.5%)、中央区(充足率 22.4%)、南区(充足率 22.0%)では低い状況にあり、これらの区は特に市街化区域で樹林地や農地が少ない区であることから、地域の特性を活かした緑の確保が必要となっています。

■まとまりのある緑の充足状況



「さいたま市緑被現況調査(平成 23 年 3 月)」(P138)より

4. 公共公益施設は敷地の 25%以上、民間施設は敷地の 20%以上の緑化に努めます。

この指標は、公共施設や民間施設における緑化推進の状況を把握するためのもので、公共公益施設は敷地の 25%以上、民間施設は敷地の 20%以上の緑化に努めることを目標に掲げています^(※)。

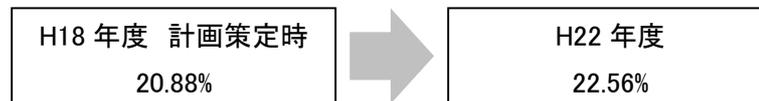
公共公益施設については、「さいたま市公共施設緑化マニュアル」において、緑化の量的な基準を設定し、運用を図っています。これまでに 67 施設について協議を行い、約 16ha の緑の創出を図りました。なお、公共公益施設全体の緑化率は「さいたま市緑被現況調査(平成 23 年 3 月)」によると、平均 22.56%となっています。

一方、民間施設については、「さいたま市緑化指導基準マニュアル」において、緑化の量的な基準を設定し、運用を図っています。これまでに、1,683 件の協議を行い、約 70ha の緑の創出を図りました。

このほか、みどり倍增プロジェクトに取り組み、公園や学校の校庭及び保育園の園庭等の芝生化や緑のカーテン事業を積極的に推進しました。

※一敷地面積が 3,000 m²以上の場合の緑化率を指します。

■公共公益施設の緑化率の推移(平均)



■公共施設・民間施設の緑化協議(H18～25年度)

緑化協議	協議件数	緑化面積	緑化率
公共施設の緑化協議	67 件	15.83ha	22.06%
民間施設の緑化協議	1,683 件	70.43ha	17.26%

■みどり倍增プロジェクト(H21～24年度)の主な実績(抜粋)

事業名	数値目標等	取り組み実績	担当課
公園の芝生化	芝生のある公園: 26 公園	芝生のある公園: 32 公園	都市公園課
学校の芝生化	芝生化した学校:20 校	芝生化した学校:20 校	学校施設課
保育園の芝生化	すべての公立保育園の 園庭を芝生化:62 園	すべての公立保育園の 園庭を芝生化:61 園 [※]	保育課
学校の 緑のカーテン	すべての市立学校で緑 のカーテン事業を実施 :166 校	すべての市立学校で緑 のカーテン事業を実施 :166 校	学校施設課
公共施設・家庭の 緑のカーテン	公共施設:100 カ所	公共施設:183 カ所	みどり推進課
	家庭:2,000 家庭	家庭:3,781 家庭(累計)	
公共施設の緑化	公共施設の屋上緑化・ 壁面緑化:8 施設以上	公共施設の屋上緑化・ 壁面緑化:9 施設	みどり推進課
	未利用地となっている市 有地の選定と緑地化	未利用地となっている市 有地の緑地化:3 カ所	
民間建築物の緑化	創出される緑化面積: 1,400 m ²	創出される緑化面積: 2,175.53 m ²	みどり推進課

※ 保育園の統合により園数が 62 園から 61 園に変更

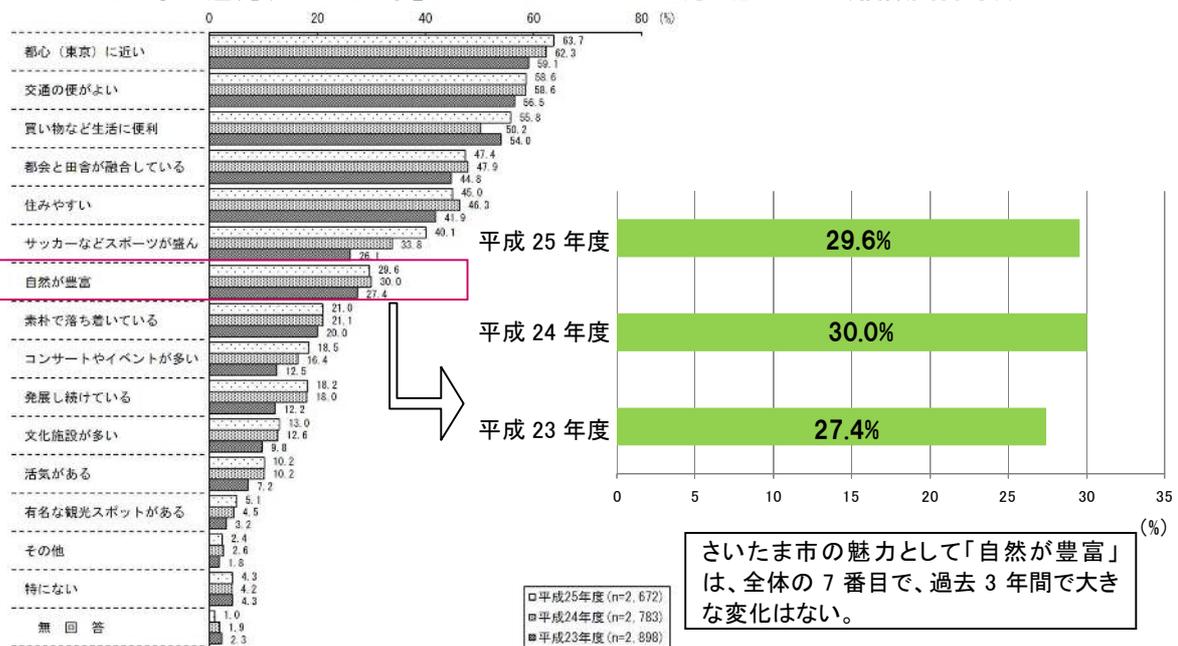
5. 市民の誰もが身近な場所で緑豊かと実感できる質の高いまちを目指します。

この指標は、市民による総合的な評価を把握するもので、市民や訪れる人の誰もが、量だけでなく質においても緑の豊かさを身近に感じることができることを目指すものです。

計画策定時の「さいたま市総合振興計画策定のための市民意識調査」などでは、自然が豊かであると感じる市民は3割程度でした。

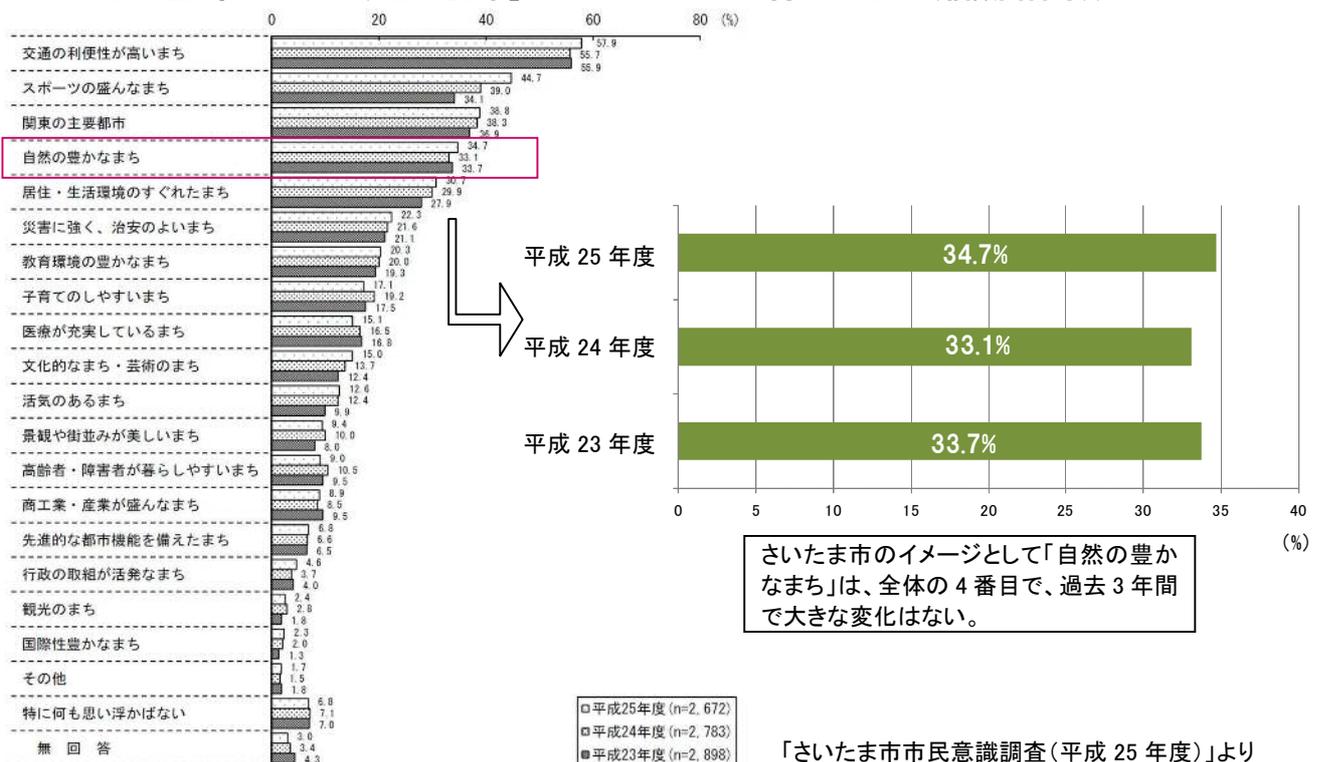
毎年実施している「さいたま市市民意識調査」によると、「自然が豊富」(さいたま市の魅力)、「自然の豊かなまち」(さいたま市のイメージ)という項目は、いずれも比較的上位に挙げられていますが、3年間は大きな変化はありません。

さいたま市の魅力(「さいたま市」のどのようなところに魅力を感じるか。(複数回答可))



さいたま市の魅力として「自然が豊富」は、全体の7番目で、過去3年間で大きな変化はない。

さいたま市のイメージ(「さいたま市」にどのようなイメージを持っているか。(複数回答可))



さいたま市のイメージとして「自然の豊かなまち」は、全体の4番目で、過去3年間で大きな変化はない。

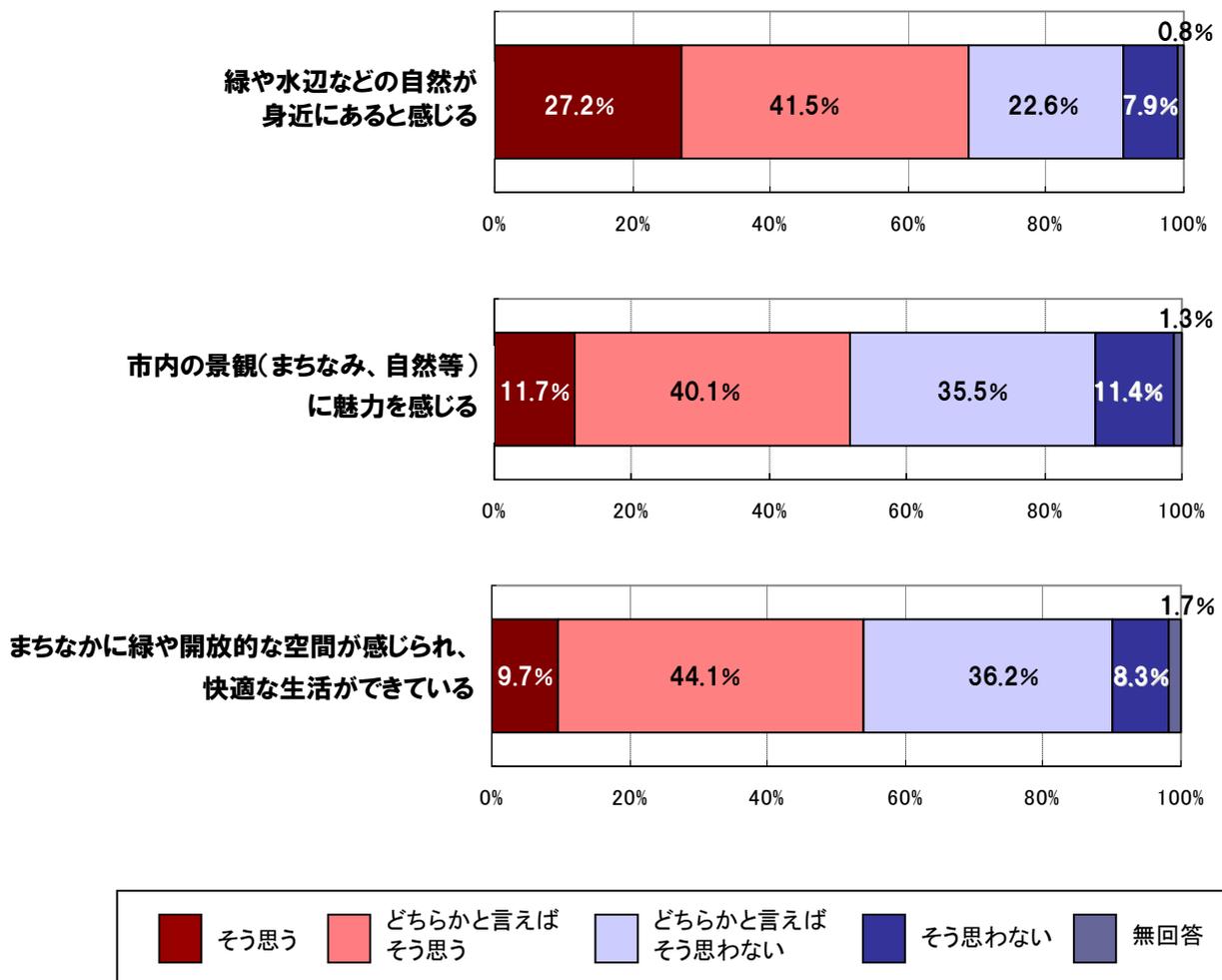
「さいたま市市民意識調査(平成25年度)」より

一方、「平成 25 年度 さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査報告書」によると、生活実感として、「緑や水辺などの自然が身近にあると感じる」については、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせると約 69%となっています。また、「市内の景観(まちなみ、自然等)に魅力を感じる」については、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせると約 52%となっています。

また、さいたま市について感じることとして、「まちなかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができています」について、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」を合わせると約 54%となっています。

こちらのアンケートは、単独の項目に対する回答であることを考えると、回答者の半数以上が緑や水辺が身近にあることや魅力を感じているといえます。

さいたま市の緑に関するアンケート結果



「平成 25 年度 さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査報告書(平成 26 年 3 月)」より

(2) 緑の基本計画の推進状況

平成 32 年度を目標年次としている緑の基本計画の推進状況を、4 つの基本方針と 5 つの緑の目標水準に照らして整理します。

	基本方針	推進状況
基本方針の推進状況	基本方針1. 地球環境や首都圏の環境を支える緑を守り育てます	見沼田圃基本計画を策定して見沼田圃における施策の推進を図りましたが、より広域的な視点により緑のシンボルづくりを推進することが必要です。
	基本方針2. さいたま市らしい身近な緑を守り、つくり、育てます	さいたま市らしさの1つである盆栽を活かしたまちづくりとして大宮盆栽美術館を開設しました。また、みどり倍増プロジェクトに取り組み、公園や学校の校庭及び保育園の園庭等の芝生化や緑のカーテン事業を積極的に推進しました。
	基本方針3. 緑と水と風が息づくネットワークをつくります	個別の施策により緑の保全や創出を図っていますが、広域的な視点からネットワークを形成し、緑がつながるまちづくりを進めていくことに関しては十分に進捗していないため、今後は効果的に緑を確保していくことが求められます。
	基本方針4. 緑のさいたま市民によるパートナーシップを築きます	みどりの功労賞を創設し、市民・団体・事業者などの緑の保全や緑化推進に関する優れた取り組みのPRを図りました。また、花いっぱい運動やみどり愛護会などのボランティア活動や緑に関するイベントの開催等により、市民の緑に対する関心を高め、緑と接するさまざまな機会を提供しました。
緑の目標水準の現状	緑の目標水準	現状
	1. 担保性のある緑を市域の35%以上確保します。	樹林地の保全や公園の整備は着実に進んでいますが、担保性のある緑全体の確保量としては目標と隔たりがある状況です。
	2. 都市公園を市民1人当たり10㎡以上確保します。また、都市公園を含めた核となる緑のオープンスペースを市民1人当たり15㎡以上確保します。	都市公園の面積は毎年増加しているものの、より一層の整備が必要となっています。都市公園の整備量を増やすこととともに、身近な範囲に確保するよう、適正な配置に努めています。
	3. まとまりのある緑を歩いて行ける範囲に確保します。	0.25ha以上の公園、1ha以上の樹林地・農地の歩いて行ける範囲の充足率は、市全体では一定の水準に達していますが、樹林地や農地が少ない区では地域の特性を活かした緑の確保が必要となっています。
	4. 公共公益施設は敷地の25%以上、民間施設は敷地の20%以上の緑化に努めます。	公共施設緑化マニュアルや緑化指導基準を運用して、公共施設や民間施設の緑化の協議を進めました。また、公園や学校の校庭及び保育園の園庭等の芝生化や緑のカーテン事業等の施策により緑の創出を積極的に図りました。
	5. 市民の誰もが身近な場所で緑豊かと実感できる質の高いまちを目指します。	比較的多くの市民が自然や緑が身近にあることや魅力を感じています。